

「iDeCo」 公務員も年金積立可能に！ 2017年1月施行 改正確定拠出年金法

■確定拠出年金法の大改正により
2017年より公務員も利用
できるようになった！

2016年5月24日、確定拠出年金の改正法が成立、現役世代なら誰でも原則として確定拠出年金制度を利用できるようになりました。これは国民の老後資産形成を支援する目的で、広く制度の利用対象層を拡大することがポイントで、もちろん公務員も今回の対象に加えられています。

確定拠出年金制度は、自助努力による掛金の拠出と、自己責任による資産運用を行うことが大きな特徴で、最終的な受け取り額については国が利回りを保証するわけではなく、ひとりひとりの運用成果によって変わってきます。

会社が退職金・企業年金制度として実施する「企業型」の確定拠出年金と、個人が任意で加入する「個人型」の確定拠出年金の2つがあり、合計で約600万人の

加入者数があります。民間の会社員に限れば、6人に1人が利用しているほど大きく普及しています。

今回、規制緩和の対象となったのは個人型確定拠出年金のほうです。個人型確定拠出年金については特に、その普及・推進を図る観点から「iDeCo（イデコ）」という愛称が決定されています。Individual Defined Contribution、つまり（i）個人型（De）確定（Co）拠出年金の英語表記から採られたものです。

金融機関の説明会やダイレクトメールが増えつつあるこのiDeCoという仕組み、私たちにとって必要なものなのでしょうか。今回はそのポイントと活用のヒントを探ってみたいと思います。

■老後に備える個人口座を持つと 税制優遇を得られる仕組み

まず最初に、確定拠出年金制度の仕組みを簡単に説明しておきましょう（図表1）。



山崎 俊輔
フィナンシャル・ウィズダム代表

【やまさき・しゅんすけ】
企業年金研究所、FP総研を経て独立。商工会議所年金教育センター主任研究員、企業年金連合会調査役DC担当などを歴任。退職金・企業年金制度と投資教育が専門。著書に『誰でもできる確定拠出年金投資術』（2016年、ポプラ社）『20代から読んでおきたい「お金のトリセツ」！』（2015年、日本経済新聞出版社）等がある。

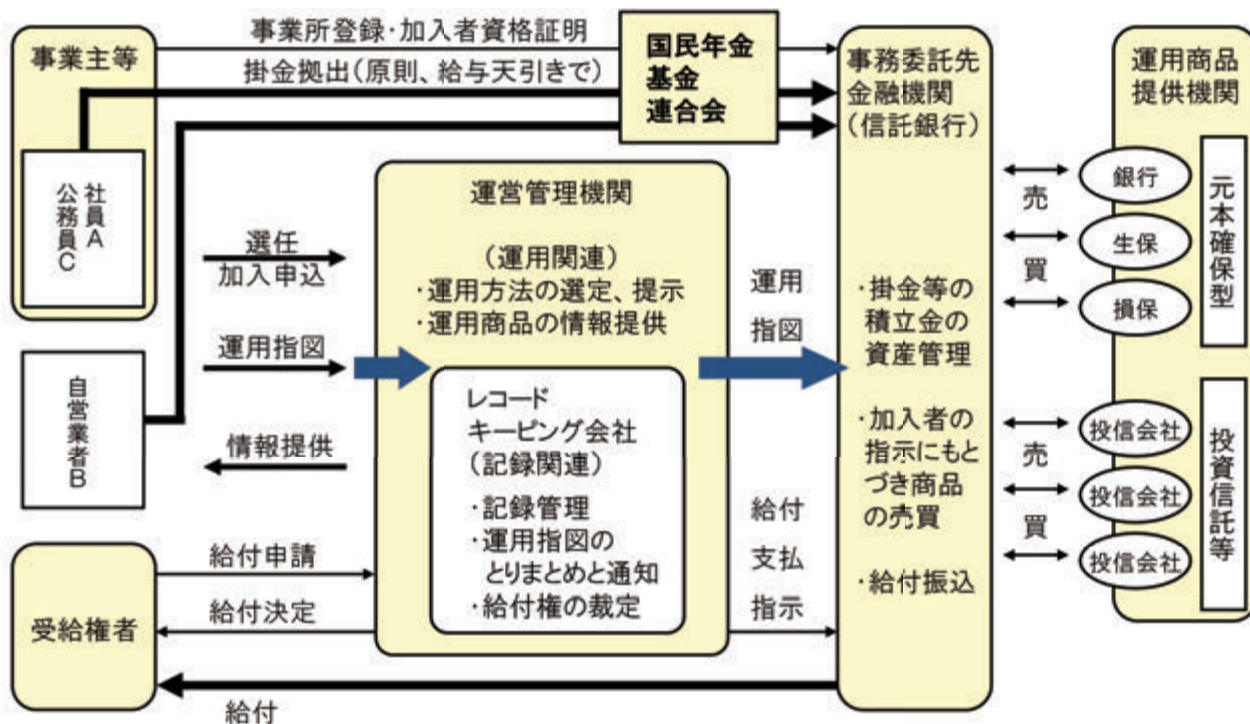
確定拠出年金では、個人ごとの専用口座が開設され、そこに皆さんが拠出する掛金が積み立てられます。皆さんは運営管理機関（iDeCoのビジネスを行う許可を得ている金融機関のこと）をひとつ選び、口座開設の申込を行います。

制度の実施主体は国民年金基金連合会で、加入資格や積み立てられる掛金額のチェックをした後、積み立てがスタートします。毎月の掛金は給与天引きないし自らの銀行口座からの引き落としで積み立てられます。なお、毎月の掛金は信託銀行が預かり、自らの資産と顧客の資産とは分別して管理・保全されていますので安心です。

皆さんは運営管理機関の、WEBないしコールセンターを介して残高の確認、運用の注文等を出すことができます。オンラインバンキングやネット証券の口座を持っている人は、取引をする似たようなイメージです。

将来、年金を受け取ることができるようになったら、運営管理機関を通じて裁定請求

図表1 個人型DCの流れ



©,2016,Financial Wisdom, Syunsuke, Yamasaki

図表2 確定拠出年金の税制優遇

	積み立てた段階	運用している期間	受け取り時点
確定拠出年金	所得税や住民税は非課税	運用益、利息、収益分配金等が非課税 ※特別法人税は課税凍結中	課税されるが軽減税率が適用(非課税の可能性も高い) ※一時金受け取りは退職所得控除 年金受け取りは公的年金等控除
通常の課税ルール	所得に応じ所得税や住民税がかかる	利息や運用益は原則20%課税 ※復興特別所得税を加えると20.315%	(課税なし)

©,2016,Financial Wisdom, Syunsuke, Yamasaki

の手続きを行い、年金もしくは一時金の形で振り込みされることになります。

このとき、積み立て段階、運用期間中、受け取りの段階のそれぞれで税制優遇を受けられることになっており、これがiDeCoの大きな魅力となっています(図表2)。

まず、積み立て段階においては、掛金として拠出した全額が所得税や住民税の計算基礎から除外されます(所得控除)。仮に実効税率が20%とすれば20%の税金を引かれます。これを還付金として考えれば、10万円iDeCoに積み立てると2万円分節税になって手元に戻ってくる、ということになります(実際の税率は年収や家族構成によつて異なる)。

また、資産運用を行っている期間はその運用収益についてまったく課税されません。つまり実際に60歳以降に受け取るまでの間は、税金が引かれないということになります。定期預金の利息、投資信託の売却益、投資信託の収益分配金等は原則として20%の税金が引かれます(譲渡益課税。復興特別所得税を加えると20.315%)。課税されない、ということは有利になった分、老後の資産形成がはかどる、ということになります。

そして、最後に受け取るにも税制優遇措置があります。受け取り時には全額が課税対象になるものの、一時金として受け取った場合は退職所得控除の対象になり、超えた分もその半分のみ課税されます(加入期間を勤続期間とみなす。また退職時に

受け取る退職金とiDeCoの非課税枠は通算される)。年金受け取りをした場合は、公的年金等控除の対象となるため、これまた現役世代の所得と比べると軽減税率が適用されます。

iDeCoを簡単にいうならば、国民ひとりひとりが老後に備えるための専用口座をつくって、積み立てと運用を行うなら、税メリットが得られる仕組み、ということになるわけです。

■なぜ、公務員はiDeCoを活用したほうがいいの？

制度の仕組みに大きなメリットがあることはおわかりいただけたと思いますが、そもそもどうして、公務員がこのiDeCoに注目する必要があるのでしょうか。

実は、2001年6月に確定拠出年金法が成立したとき、公務員は加入対象外とされてきました。15年も経って、あえて公務員のiDeCo加入を認めるに至った理由はいくつかあります。

まず、公的年金水準の抑制です。進展する少子高齢化の中、公的年金の水準は世界的にも抑制傾向にあります（もしくは受給開始年齢の引き上げ）。公的年金だけで国民の老後の余裕を支えきれないことは、日本だけの問題ではないのです。

日本ではマクロ経済スライドという仕組みをもって、所得代替率を改正前から約15%ほど引き下げることになりました。これは物価

の上昇率よりも年金額の改定率を低くすることによって、長い目でみて年金水準を引き下げていく仕組みです。

しかし、世界的には公的年金水準の引き下げとセットで「自助努力の支援」も行われています。自ら老後に向かって資産形成を取り組む国民については、税制優遇のある口座を用意しその取り組みを支援する、というのが世界的トレンドになっているのです。

わが国については、確定拠出年金という制度があつたものの、加入できない層がありました。公務員と専業主婦（厚生年金加入者の被扶養配偶者）、企業年金のある会社員がそれで、合計で2500万人ほどの現役世代が加入対象外となっていました。今回の法律改正はこうした現役世代がすべて、原則としてiDeCoに加入できるようになります（図表3）。

また、公的年金の水準抑制だけがiDeCo加入の理由ではありません。公務員にとつてはもうひとつ切実な問題があります。それは退職給付水準の引き下げです。官民格差の観点から、公務員の退職金水準は引き下げられることになりました。人事院のモデルでは約400万円にも相当する大きな引き下げです。これはつまり、何らかの自助努力を行わなければ、すでに退職されている先輩方より老後の余裕がなくなる、ということなのです。

実は今まで公務員がiDeCoに加入できなかつた理由と、2017年から加入で

きるようになった理由も、この退職金水準の引き下げが遠因となっています。水準の引き下げをする代わりに、公務員ひとりひとりが自助努力で老後に備える「器」が提供されるというわけです。iDeCoを上手に活用すれば、所得税や住民税、運用益を100万円以上節税して、その分を自分の老後の豊かさに変えることができます。

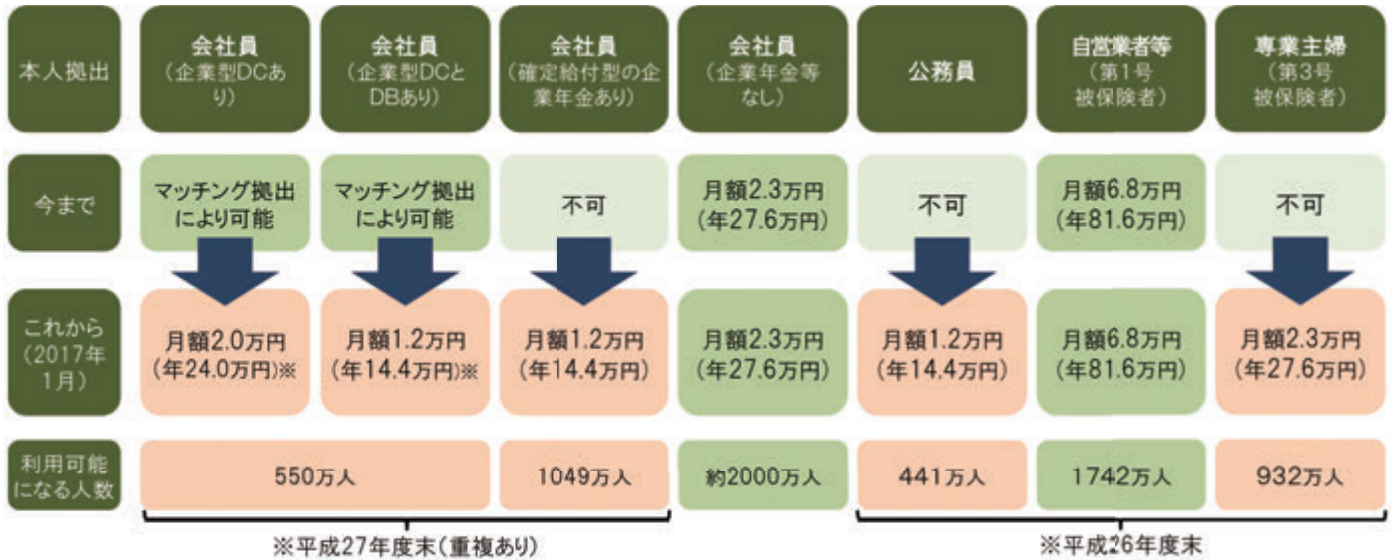
公務員こそ、今回の法改正を活かし、iDeCoを使って自分の老後を豊かにするべきメイン層といえるかもしれません。

■iDeCoの特徴や注意点（財形制度と比較しながら）

iDeCoは職域で加入することが多いため、従来の福利厚生制度と比較しながら理解するといいでししょう。思い込みによる勘違いも解消できるかもしれません。財形貯蓄制度（財形年金）との比較を中心にiDeCoの特徴をチェックしてみましょう（図表4）。

まず、どの金融機関と契約するかは職員個人が自由に選択できるのがiDeCoの大きな特徴です。財形貯蓄であれば「この職場は〇〇銀行と〇〇労働金庫のいずれか」というように金融機関の指定がなされるものですが、iDeCoについては原則としてそのような制限はできません。職員は自由に金融機関を指定することができます。給与振込口座と一体である必要もありません。iDeCoについては、銀行、生保、損保、

図表3 iDeCoの加入者範囲が大きく広がった（働き方によって異なる拠出限度額）



©,2016,Financial Wisdom, Syunsuke, Yamasaki

図表4 税制優遇のある老後資産形成制度の比較

制度名	NISA (少額投資非課税制度)	財形年金	確定拠出年金
利用範囲	20歳以上なら誰でも利用可	財形制度のある会社員	2017年1月より、20歳以上60歳未満なら誰でも利用可能になる
年間拠出額	120万円	(自由)	立場により異なり、年14.4万～81.6万円
拠出累計の上限	600万円(5年累計)	550万円(財形住宅と合算)	上限なし
税制優遇	課税後拠出 譲渡益非課税 受取時課税なし	課税後拠出 利息非課税 受取時課税なし	掛金は非課税(所得税・住民税軽減) 譲渡益非課税 受取時課税(退職所得控除等が適用し軽減)
解約条件	期間内いつでも解約可能	5年以上積立 いつでも解約可能だが目的外 利用などペナルティ課税も 置いて受け取り開始時期を最大65歳まで据え 置きしていただくことになります。	60歳まで原則として解約不可能
	投資期間が5年目の年末まで (ロールオーバーすれば10年目まで繰越 可能)で売却チャンスは一度限り		何度売り買いしても税制優遇が続く

©,2016,Financial Wisdom, Syunsuke, Yamasaki

証券会社、労働金庫など様々な金融機関が取り扱っており、サービス内容も異なるので、自分にとって最適と思われるパートナーを選ぶことができます。

掛金の引き落としについては給与天引きと自分の銀行口座からの引き落としを比べるのも、財形とちよつと違うところです。公務員の場合、月1万2000円が掛金額の上限となっており、ボーナス月増額はできません(2018年1月から対応予定)。財形年金のように元利合計550万円という上限はないので、積み立て金額が1000万円以上になることも可能です。

財形年金のように5年以上の積み立てを求められることはありません。しかし、加入期間が10年未満の場合、積み立て期間に応じて受け取り開始時期を最大65歳まで据え置きしていただくことになります。

掛金の積み立てを中断したり積み立て額を変更したりできるものの、中途解約については原則不可となっています。財形年金なら過去5年の利息にペナルティ課税すれば解約ができますが、iDeCoは60歳まで受け取ることができないのです。

税制メリットを比較すると、「課税後積み立て、利息非課税、受取時課税なし」というのが財形年金(財形住宅)で、iDeCoは「課税前積み立て、利息や運用益非課税、受取時課税(優遇税制)」ということになります。積み立て段階で課税されることが大きく資産を増やすチャンスにつながります。



お金の増やし方についても違いがあります。

財形制度の場合、基本的に預貯金での積み立てになります。iDecoの場合、定期預金のような安全性の高い積み立て方法と、投資信託を通じて株式や債券で運用するような投資のどちらも選ぶことができます。確定拠出年金という投資をするイメージがあり、元本割れのリスクが思い浮かびますが、実は財形に近い増やし方もできるのです。

一方で、口座維持手数料がかかるのはiDecoの注意点になります。財形年金で事務費用を引かれることはありませんが、iDecoでは国民年金基金連合会や運営管理機関等が口座維持にかかる事務手数料を徴収します（内枠で資産残高から控除される）。金額は金融機関によって異なります。なお、掛金にかかる所得税・住民税の軽減効果を勘案すれば、事務手数料で元本割れする心配はほとんどありません。

受け取り方法が年金を原則としているのは財形年金と同様ですが、iDecoについては一部ないし全部を一時金として受け取ることが認められています。受け取り時期については60〜70歳の任意の時点から5〜20年の年金受け取りを選択できるなど、iDecoの場合は受け取りの自由度が高いことも特徴のひとつです。

なお、iDecoについては障害年金の受給者となった場合は60歳未満であっても受け取りをできることのほか（障害給付金）、お亡くなりになった場合は全額を遺族が受け取る（死亡一時金）ことになります。

■iDeco加入にあたっての 手続き、流れ

ライフプランを踏まえたiDeco活用のポイントや、初めての資産運用の注意点などは次号以降に解説をさせていただきますが、ここでは加入にあたっての基本的な手続きについて紹介をしておきます。

①運営管理機関の選択

まず、iDecoに加入するにあたって金融機関を選びます。iDeco口座は原則として国民1人1口座しか開設できませんので、手数料や運用商品の選択肢を比較検討して選びます。

②職場で加入者資格の証明書に押印を受ける

加入の申込にあたって、公務員として在職していることを証明するための押印をしてもらいます。

③加入手続き書類の記入と送付

加入手続きの書類を作成します。特に次のについても指定をします。

・掛金額の設定……毎月の積み立て金額を指定します。最低5000円、1000円単位で指定できます。

・引き落とし方法の指定……給与天引きもしくは自分の銀行口座からの引き落としを指定します。

・運用商品の選択（指図）……毎月の掛金について、どの金融商品を購入するか割合で指定します。例えば「60%はA銀行の定期預金、40%はB証券の投資信託」というように指定します。本数や割合は自由に決めることができます。

④加入資格の確認が終了次第、口座開設と、掛金の引き落としが開始されます

国民年金基金連合会での手続きには数カ月かかることもあります。

iDeco制度は、中途解約ができない点に注意が必要ですが（税制メリットがあるからと、お子さんのための教育資金積み立てを振り替えてはいけない）、利用するほどに確実に老後の経済的豊かさを得られる仕組みです。公務員であるから何もしなくても老後は安心、という時代ではありません。iDecoを通じて自分の老後を自分でマネジメントしていく自覚を持ち、より豊かな老後にたどりつけるよう、一步一步積み立てをしていきましょう。